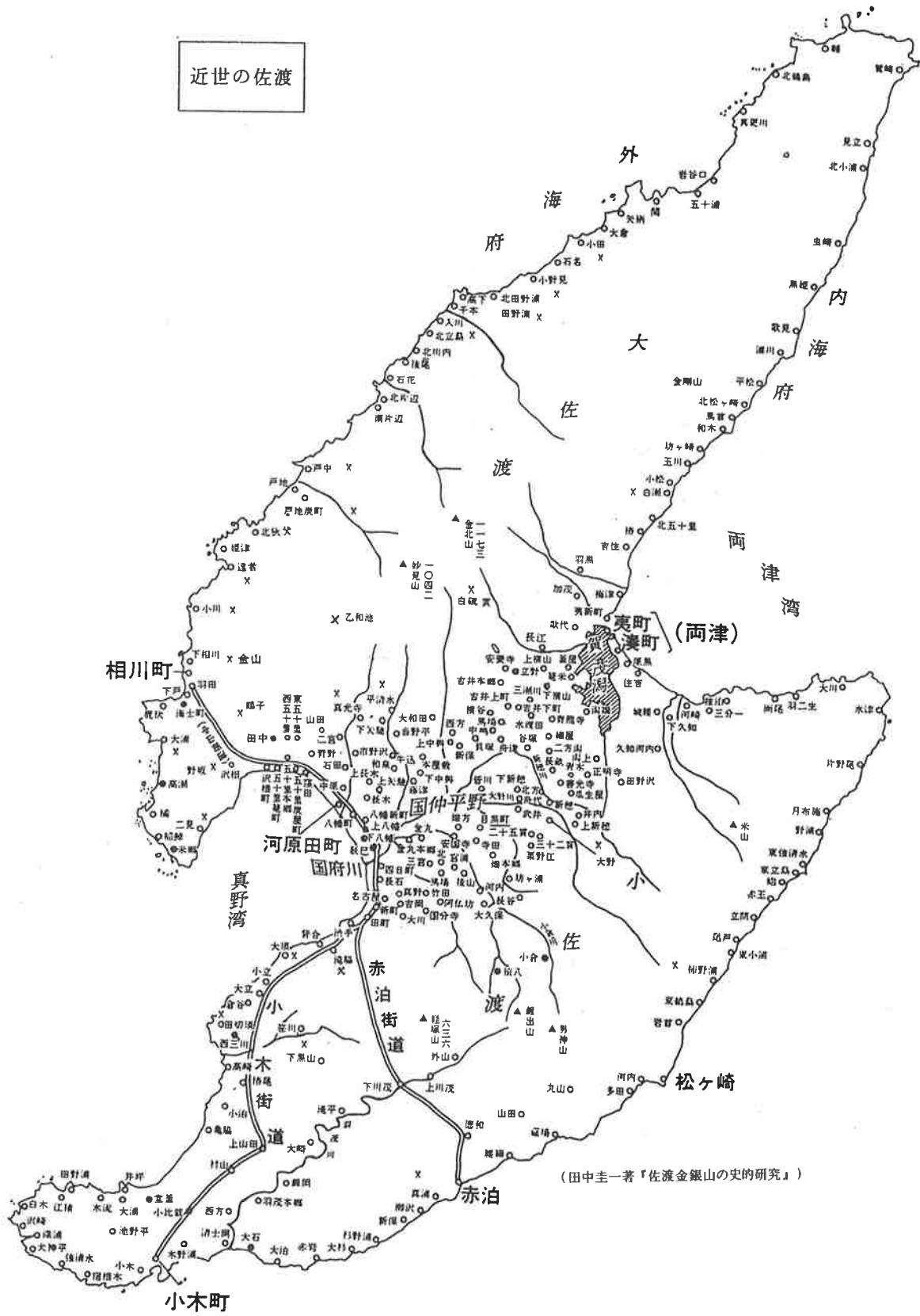


十八世紀・佐渡を動かした人々

(平成九年十一月八日講演)

近世の佐渡



佐渡は一国が天領でしたから、幕末までに佐渡を支配した代官や奉行の数は百名を超えます。支配者の思想も千差万別であります。

その時代の人々の考え方は、その社会の置かれた状況と大変深くかかわってまいります。

そこで今日は、十八世紀（一七〇一一八〇〇）の佐渡にどういう考えをもつた支配者がいたか、という話を通じて、佐渡の人たちの生活が、彼らによつてどのように変わり、ものの考え方などどのような影響を受けたか、という点に触れてみたいと思います。

はじめに十八世紀に入る頃の佐渡の状況についてお話ししてみましょう。

その頃の佐渡を支配した奉行の一人に、荻原重秀がいます。一度しか佐渡を訪れなかつた人ですが、二つの大きな事業を成して評価されております。

それは、相川鉱山の南沢に大疏水の坑道を作つたことと、元禄検地を実施したことです。

まずは、南沢疏水の方から説明しますと、この坑道は鉱山から出る水を集めて海に出すためのもので、長さが千メートルもありました。これを三カ所から掘り進めて、うまく一本につなげたのですから当時の測量術が立派だったことはいうまでもありません。（本稿末尾参照）

荻原奉行は、この坑道を掘るために大金二十万両を投資しております。米にしますと二十万石に当り、およそ一年間に佐渡へ運び込まれた物資の費用をはるかに超える投資だったといいます。荻原重秀は衰退の鉱山を再興させるには、莫大な投資をしてでも基礎的な設備を作らなければならぬ、と考えたのです。

『相川鉱山史』によりますと、「この水貯きの坑道を作つたからこそ、戦後も細々ながら掘り続けることができた」と書いてあります。それまでは水貯きのことなどに重きを置いておりません。たとえば近江の豪商から佐渡代官となつた田中清六は、十日ごとに幾らの税金を納めるかを競わせて、採掘者を決めるという画期的な方法を考えて大金を得たのですが、水が溜まれば金桶で水を汲み出させるだけでした。

余談になりますが、田中清六は一六〇一年に沢根に来て陣屋を造りました。「田中」という部落が現在



もありますが、土地の人たちが関西弁で「タナカ」と今なお呼んでいるのは、四百年も前の田中清六が居た頃の名残であります。

ところで荻原重秀は鉱山の水貰き坑道を作るために投じた二十万両はどのように調達したのでしょうか。当然、貨幣の増発ということになります。当時は紙幣ではありませんから、貨幣の品質を落として増発するしかありません。そのために『日本外史』には「荻原重秀は貨幣を増発して、インフレを起した悪い人である」と書かれます。以来、日本史の教科書も然りです。やがてこれが原因で荻原は罷免されることになります。時代が変われば評価の視点が変わるのです。今日では日本有数の経済学者といわれるようになりました。

さて荻原重秀が行なったもう一つの事業は、元禄検地であります。元禄四年（一六九一年）、土地（田畠）を調査するために、実際に田畠を耕作している人にその土地の所有権を認めるという法令を出しました。

「自分が作っている田圃で稻を何束刈ったかを申告せよ、申告した分の田畠はその者の所有とする」申告した土地が自分のものになるのだから、みんなが申告に応じました。親方の田をつくる名子たちが申告に応じた結果、耕作面積が二倍になり納める税金も二倍になった。つまり荻原は、田畠の所有権とひきかえに税金を倍にすることに成功したのであります。これ以来、税金の体系が変わります。この検地以前は、物事を考える単位が家一軒ごと（面）でした。

皆さん、「いっちょうめえ」という言葉を使いますよね。部落で決めた日に、一軒の家でナタ一挺を持って薪をとりに山へ行き、その日伐った分がその家の持分になる、これを「一挺めえ」といったのです。「ナタ一挺前」の意味です。「一挺前持つておる」といえば、一軒の家として認められている、ということがあります。

ところが元禄検地を契機に、これまでの面役に変えて所有反別^{なんべつ}によって税を負担するという考えに変わっていきます。人々は、田畠の持高によって秩序をつくる時代を迎えたのです。

田圃を売るにも買うにも、また借りるにもその家の当主は文字を識つていなければなりません。書くことよりも、まず読めることが生活上、必要不可欠になったからです。

日本人の識字率が他国に較べてはるかに高いのは、経済秩序の変化によつて家計が独立したことに因るのでしょう。十八世紀ともなりますと、家計簿に携わらなかつた女性でさえ文字を覚えはじめます。驚くべきことに、日本では、一七〇〇年代と一九〇〇年代の識字率が変わっていないことです。識字は文化への第一歩ですから、荻原重秀の画期的な元禄検地の賜といえましょう。

皆さん、「あの家は旧家だ」などと言いましょ。「旧家」という言葉は昔からあると思いがちですけれども、この検地のときの村の重立（おもだち）—田圃をたくさん持つていた人のことで、佐渡でいう「草分け」に当ります。

元禄検地によつて中世以来の親方衆（苗字ごとに存在した本家）の支配する時代が終り、百姓は一定の年貢を納めれば、残りは自分の収入にできる。つまり自分の田畠で生産したもの商品として自由に売れるようになりました。

この頃から幕府、佐渡奉行の政治が徐々に変わつてまいります。民意をどううけとめるかについて二人の奉行が対立することもあります。北条新左衛門と河野勘右衛門という相奉行の場合、この二人の民政についての考え方はあるで違つておりました。『佐渡年代記』にはこんな事件のあったことが記されています。

享保元年（一七一六年）春のある日、北条奉行が小木から相川へ赴く途中のこと、国府川を渡ると百姓が直訴しました。「先年、この川橋が壊れたために橋の架け替えを願い出ましたが、いまだに許してもらえず往来に困つております。早く橋を架け替えてください」。

北条奉行は任地に着き、引継ぎを終えると河野奉行に百姓の願いを伝え、橋の架け替えをやつてはどうか、と言つた。すると、河野奉行は「百姓の願いなどみだりに聞き入れるべきではない」と応じた。「それでもあなたは官吏か！ 官吏は民衆のためにあるんだ！」と北条奉行が激怒して危うく刃傷沙汰になる

ところを家来衆に止められて事なきを得たといいます。

同じ幕閣でも、民政についての考え方にはこれほどの隔りがあったのです。商品生産についても考え方はさまざまでした。佐渡では元禄時代に初めてタバコを作る許可が出されたのですが、こんな意見が交わされます。「百姓にタバコを作らせる」と、「奉行所に税金が入らなくなる」「税金分は百姓に負担させるがよい」「百姓に作らせて、他国に売ればよい」など。ついに、佐渡奉行所は命じます。「今まで奉行所に入ってきた税金分を百姓が出すのであれば、タバコは作ってもよろしい」。

こうして百姓たちは、タバコの木一本に対して二厘（のちに三厘）という税金を払う約束で作ります。やがて矛盾を感じた百姓は、一七一六年、幕府へ訴状を出します。

「元禄時代以来、烟一反歩いくらの税金を納めているほかに、その烟につくるタバコ一本についての税金も払うのでは二重課税だから止めてほしい」。佐渡の百姓たちは賢く、しっかりしている。幕府も「その通り」と訴えを認めて、タバコ税を廃止することにしました。

萩原源左衛門という人物が、佐渡奉行となつたのは享保一七年（一七三二年）です。

萩原奉行は、菜種など各種の作物を植えるように指示します。この頃に一挙に、ものを生産して売ることが世の中を発展させると考える時代がやってきました。

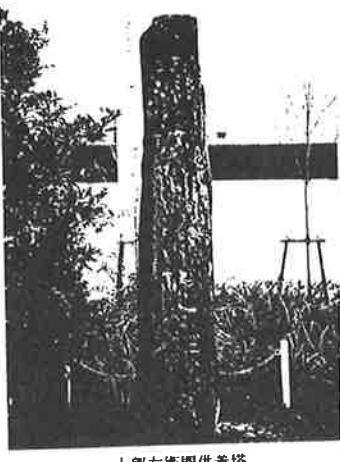
佐渡では、八幡辺りで作った野菜を相川へ売りに行き始めます。八幡に辰巳村というところがあります。辰年と巳年に出来たのでこう呼ばれる。今の佐渡博物館の辺りです。この辰巳村は、二宮の山田村の太郎右衛門という人物によって開発された村で、海岸に近くで風が強い所に松の木を植えて防砂林とし、それまで佐渡で作ったことのない芋を作った。「八幡芋」であります。

記録を見ますと、八幡の人は相川へ作物を売りに行くために朝三時半ごろ家を出る。沢根から中山までは車を押す人夫がいて、峠の上まで押してくれる。相川に辿り着くのが朝七時すぎ。完売して昼食をとり、帰りの車には、米と交換した人糞を積んでくる。

皆さん、ご存じですよね。「人糞を錢を出して買わんならんか?」と訊かれると、「当りめのコヤシメ(肥やし米)」といいましょ。

八幡の家に着くのが夕方六時半ごろ。それから翌日持つて行く野菜をしつらえて、やっと眠りに就く。

野菜を作り、相川へ売りに行くというのは、大変な労働だったはずであります。他国へ作物を売ることを考えた太郎右衛門は、当時の佐渡人とはいさゝかかけ離れた思考と、格段の見識の持ち主であったことは明らかです。彼は寛延の一揆(一七五〇年)の首謀者で、江戸へ出訴した人物であります。



太郎右衛門供養塔
(佐渡博物館前)

この人が書いた訴状は、二十八カ条から成る長いもので、百姓からの要求(商品の他国出しなど)のほかに、商人からの要求も盛り込まれておりました。この一揆によって、太郎右衛門は死罪となります。しかし、この騒動から二年後に幕府は、禁じていた生産物の他国出しを許すこととなりました。佐渡の治政が大きく変わっています。

さて、萩原奉行は、日本が限りある銀と交換に中国から生糸を輸入している、その愚かさに気付き、次のような提案をした人物です。

「中国が無尽蔵ともいえる蚕の産物を売るなら、日本も海から無尽蔵に獲れるナマコを売れば国益になる」と。

萩原は、佐渡奉行として四年間つとめたのち長崎奉行となり、持論を実践します。佐渡に対して干ナマコ(キンコ)を長崎へ送るように依頼する。これに応えて相川、^{あま}海士町の刀根仁兵衛らが差配人となり干したアワビ、ナマコを俵に入れて船で運んだのです。俗に「長崎俵物」と呼ばれる特産品の誕生であります。

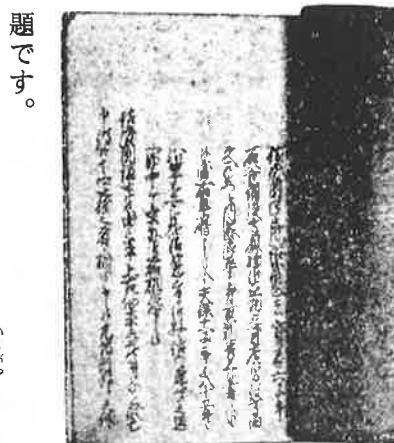
こうして十八世紀の佐渡では、鉱山が衰退してもアワビやナマコなどの海産物が獲れるほうがよい、と

いう考え方へ変わっていきます。

佐渡の十八世紀を飾る思想家の一人に高田備寛という人物がいます。佐渡奉行の広間役（奉行につぐ重役）をつとめた人ですが、一七五八年に『佐渡四民風俗』という本を書きます。

その中に、次のようなことが述べられています。

「佐渡の人間は、できるだけ日常使うものを佐渡で作れば、錢を他所へ出さないですむ」「少しごらい品質が悪くても自國のものを使うべきで、そうしなければ佐渡の経済は成り立たなくなる」



『佐渡四民風俗』

このように書くのは、当時の人々は、「安くて良いもの」なら他所のものでも買っていたのでしょう。これは昔も今もむつかしい問題です。

この頃の佐渡奉行は、石谷清昌でありまして、のちに田沼意次政権の大蔵大臣にあたる勘定奉行をつとめる人です。石谷奉行はこれまでの施策を変更し、佐渡で必要なものは佐渡でつくろう、と考えます。それまでは、他国から買入れるものに税金をかけて、その税金を奉行所の財源にしていましたが、鉱山の不況で輸入品が減り、財政収入が乏しくなってきたこと、生活必需品を他国から買っていたのでは錢が外へ出てゆくことなどから政策の転換を図ったわけです。

ここで不思議に思うのは、島で必要とするものは佐渡で生産することを考えついても、島で生産したものを「他国へ売る」ことには全く考えが及ばなかつた点であります。佐渡のものは他国よりも高くて悪いと決めこんでしまつていたからです。

因みに江戸では享保の頃、太宰春台が『經濟錄』という本を出しておられます。太宰によれば、「一国の富は輸入と輸出の差額である」と主張しました。私どもが今使っている「経済学」とか「利潤」といった

言葉は、驚くなかれ太宰春台が最初に用いたものです。このような本が出てから三十年経つても、佐渡は、他国に物資を賣ることが許されていませんでした。だから特産物が生まれなかつたのです。

ここで大切なのは、当時の考え方を、今日まで佐渡の人間が引きずつてゐるということです。学校で学んだぐらいのことではその差は埋まらない。何故かといいますと、私どもが意識しようがしまいが、その土地の経済は經濟面の事象だけで成り立つてゐるのではなく、その地域特有の倫理觀も大きく関わつてゐるからであります。たとえば佐渡の人間のおおかたは、貧富とは金を使うのと使わないとの差であると考えていました。そのため「金はとっても使うな」と教え込まれてきております。私どもばかりでなく、代々そのように受け継がれてきました。その源をたずねれば、「必需品は自國で作れば錢は他へ出さなくてすむ」という思想にたどりつくことになりましょう。その役人の倫理觀が顯著にあらわれたのは、宝暦の飢饉のときであります。

宝暦六年（一七五六年）に全島でおよそ三千人の死亡者が出てるほどの飢饉に見舞われています。单なる冷害によるものだけではありません。収入が一定なのに年貢が増えれば、生活は苦しくなる。米の値段も下がり続ける。他方で他国の商品を買い求め消費は拡大した。年貢が納められなければ、村全体の責任となる。こうして貧窮に追い込まれて村人が次々と死んで行くわけであります。小倉村や猿八村、それに横山村などが最も深刻な事態に落ち込んだという記録が残っています。

このような状況下に、石谷清昌が奉行として赴任してまいります。まず彼は村々を廻り、飢えに苦しんでいる人々の救済に心血を注ぎます。そしてその惨状に憤りを感じるのです。
「罪人であっても人一人を死罪にするのは重大なことであるのに、罪人でもない人々が三千人も死んでいく。これが失策として問われないのは何ごとか！」

そのときの官吏の弁明書にはつぎのように記されています。

「もし小倉や猿八の人々が税金を払わないことを認めるとすれば、税金を納める他村の人々はどう考えるであろうか。畠野の人々には酷のようだけど、他の村の人々が納税する限り、畠野の人々にも納税させ

るべきであり、それが公平というものである。私どもは法令どおり当然のことをやつたまでで、責任は感じていらない。」

石谷奉行は、そんな倫理観を改めようと考へる。「正義だ」「公平だ」「國家だ」などと言つていたら、島民の命がなくなつてしまふ、と幕府に意見書を送つたのです。

「預かつた土地の年貢は、たとえ豊作であつても増やしたりせず、佐渡の土地柄を考えて、島民が飢えることのないようにすべきである」

正論よりも石谷奉行の人間主義に軍配が上がり、その後彼は幕閣としていろいろな施策と取り組むことになります。

政権が田沼意次から松平定信に変わると、再び保守的な施策にかえります。旗本の大林与兵衛が佐渡奉行として千葉県の九十九里から赴任してきます。十八世紀も終りの一七九三年のことです。

大林奉行は今でいう農本主義者でした。村々を廻り、庭を見つけると樹木を植えさせたのです。「柿の木を植えなさい。十本植えれば〇〇個の実が成る。飢餓のとき食べれば命がつながる。ナツメの木も植えなさい」。

皆さん、ご存知でしょ、昔の家の前にはナツメや柿の木がありましたよね。おそらく大林奉行の奨励で植えたものでしょ。

また彼は、奉行所の役人の子供たちを連れて山に入りワラビを探つて教え諭すのです。

「見なさい、ワラビは山に生えているだけでは価値がない。採つてきて塩漬けにすれば食物になる。すべてそういう心掛けが必要なのだ」と。

大林奉行は、このようにも言います。「菜種を作れば、油が採れて他国へ売ることもできる」

人々は「その通りであります」と言いますが、中にはこうさゝやく者もいた。「それが間尺^{まじゆく}に合うぐらいなら、わしらもやつとるわい」

「間尺」というのは、船に荷物を積むときの言葉で、船の寸法のことです。価値が低いものを船で積ん

でも嵩だけが大きくなつては錢にはならないことを、間尺に合わんものは積むな、という。

そんなわけで実際にはワラビの塩漬けも、菜種油も商品として売るまでには並大抵ではありませんから、割りに合わないものは実行しなかつたわけあります。

理屈では分かっていても、なかなか思うようにはいかない——この言葉は大変大切であります。私自身も痛感しております。たまたま佐渡で農協へ買物に行ってみますと、なぜか埼玉県や千葉県産の商品が多く並んでいて驚きます。佐渡にもたくさんの農家があるというのに。

皆さん、野菜の自動販売所をご存知でしょ。佐渡にはそれがあれません。「ものを売る」ことを恥かしいと考えるからです。くれても売らない、という古い倫理観があつて、ものを売ることが大変下手であります。（八幡、四日町の人は別ですけれど）

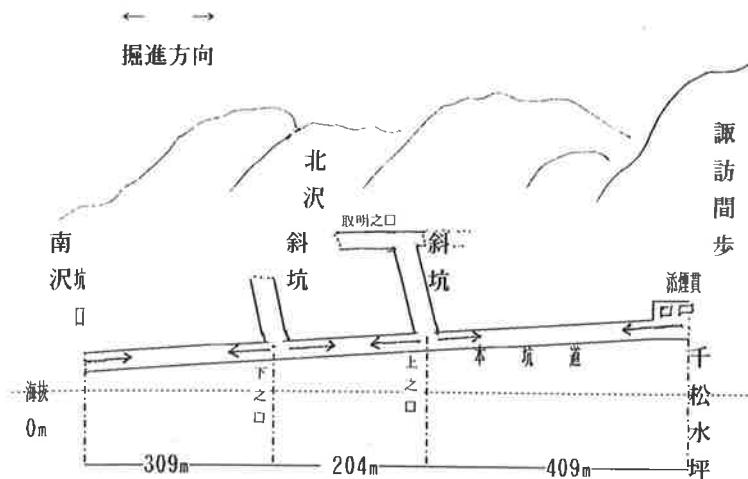
私どもが今日ものごとを考える場合に、ときたま考えの上で他人との違和感を感じことがあります。

その源をたどってみると、案外前世紀の佐渡の倫理観に起因していることが多いのです。

十八世紀の話は、決して過去のおとぎ話ではなく、善し悪しは別としまして、そのあるものは今なお、私たちの頭の中に、生活の中に脈々と受け継がれているのです。

〈了〉

南沢疏水（模式断面図）



高さ：八尺
横幅：六尺

坑内の「千松水坪」と呼ばれる開始点と相川湾に近い「南沢」の終点の双方から「迎え堀り」。その中間点に、ほぼ等間隔に2本の豊坑を掘り下げ、そこから前後に迎え堀りを開始した。工区は三区分、六ヶ所から掘進。（中間豊坑入れによる多面掘進法）。元禄14年の追加工事（199m）で総延長1.12km。
(『図説佐渡の歴史』郷土出版社等)

○略歴（参考）

・荻原重秀（1658～1713）

通称五左衛門、彦次郎。近江守。延宝二年（1674）勘定衆に加わり、天領の検地や諸代官の検察に功績をあげ、貞享四年（1687）勘定吟味役、元禄九年勘定奉行に昇進。以後17年間この職にあって幕府財政の運用を担当。貨幣の改鑄による財政窮乏打開を建議、改鑄による差額を幕府の益金とし、長崎貿易の代物替を増額して運上金を徴収し、全国の酒造家に50%の運上銀をかけるなど歳入の増加をはかった。家宣の代に改鑄（宝永金銀）を行ったが、白石の三度にわたる彈劾で正徳二年（1712）失脚。相川町本典寺に供養塔がある。

・太宰春台（1680～1747）

信州飯田の生れ。通称弥右衛門。別号、紫芝園。三十二歳の時荻生徂徠に師事、古文辞学を奉ず。学は礼儀を重んじ、経世を中心としたが、同門の人々と相違して詩より徳行を尊ぶ。『経済録』は藩政改革に示唆を与えるとともに、海保青陵、西周など後世思想に多大な影響を与えた。プライドが高く、はっきりした性格で煙たがられたが人情に厚い面もあった。著書は、このほか経学に『聖學問答』、詩文集の『紫芝園稿』前後集等がある。

・本間太郎右衛門

元禄六年山田村（佐和田町山田）生れ。享保四年父の後を継いで太郎右衛門といつて山田村の名主となる。青野、窪田、中原の三隣村との水争いにあたり水源の必要を説き、山田村横坂に大池を作る。才幹威望あり官命をうけ各地の争議調停の労をとる。享保二十年八幡村の国府川流域の荒野開墾を計画。その地十町歩余のはか別に五町の官林とし苗木七万八千本余（桜木千七百本、その他は松）の植付及び費用充当のため米千四百俵の貸下げを得て元文二年辰巳村を開く。辰巳村に移住。寛延三年増税により百姓が困迫、弥三右衛門（赤泊村川茂）と計って江戸直訴を企て、10年賦納租を許される。同年起草した二十八ヶ条の訴状を持って、弥次右衛門（両津市權泊）などが懇代として江戸幕府へ直訴。結党強訴の罪により弥次右衛門と共に宝暦二年七月十八日死罪。時に六十歳。佐渡博物館前に供養塔と殉国碑がある。

（『佐渡義民傳』佐渡農事協会、昭和十三年刊ほか。資料：財佐渡博物館提供）

・高田備寛（久左衛門）

地役人（土地出身の下級役人）仁木秀勝の次男で高田家の養子となり、享保末年に佐渡奉行所勘定役となる。のち元文四年（1739）江戸詰となり、帰國して延享四年（1747）印銀所（貨幣鑄造）定役となる。寛延元年（1748）吟味役として奥州半田銀山（佐渡奉行所管理。現福島県伊達郡桑折町半田）に一年赴任。外側から佐渡を見るというこの時の経験が、物事を客観的にとらえる素地となったといわれる。帰國後石谷奉行から、これまでの佐渡の民政について実情と意見を求められ、答えたのが『佐渡四民風俗』（意見書）である。

・石谷清昌（1715～1782）

紀州藩出身。享保十八年（1732）本丸小納戸役、宝暦三年（1753）西丸目付将軍側近役人。宝暦六年佐渡奉行、同九年（1759）勘定奉行、十二年長崎奉行を兼ね、主に貿易・長崎関係を担当。南鎌二朱銀発行のための銀の輸入や輸出銅統制のための大坂銅座の設立、俵物増産に尽力。安永五年（1776）日光社参掛を勤め、朝廷経費削減などを行う。安永八年留守居、天明二年辞任。

・川路聖謨（1801～1868）

最下級の幕臣から異例の抜擢をうけ昇進した能吏として、またロシア使節ブチャーチンとの交渉の全権として有名。十八歳で勘定奉行の下役支配勘定出役に採用され、その後寺社奉行吟味物調役の時、仙石騒動の処理にあたり、事件裁断の功により勘定吟味役となる。のち佐渡奉行、小普請奉行、大坂町奉行等を歴任。嘉永五年（1852）勘定奉行となり、また海防掛を兼ねる。嘉永七年下田において日露和親条約を結ぶ。のち井伊直弼に退けられ、江戸開城の翌日自裁。

（『日本歴史広事典』山川出版社、『天領佐渡』田中圭一、刀水書房等に拠った。）

○佐渡近世略年表（参考）

	佐 � 渡 関 係	全 国
元禄 三年（1690）	○荻原重秀、佐渡奉行となる（～正徳二）	
四年（1691）	○ “ 四月来島（在島三ヶ月） ○元禄検地（実耕作者による実刈高の帳面提出）。 この年の年貢四万五千石（前年の倍額）となる。 ○南沢疏水坑道開鑿工事始まる（元禄九年完成）	○別子銅山の開山。
六年（1693）	○荻原奉行による一国実測検地実施。翌年検地帳が 村々へも渡される。	
八年（1695）	○金銀山入用として江戸から一万両（年）（以下江 戸からと略）	○荻原重秀、貨幣改鑄（元字金銀）○長崎貿易定額超 過分は銅支払○鉱山開発奨励○奥羽、北陸飢饉
九年（1696）	○江戸から小判七千両	○荻原重秀、勘定奉行となる○不作、米価騰貴
十年（1697）	○江戸から一万五千両	○新旧貨幣交換
十一年（1698）	○江戸から小判一万六千両○十二月御蔵米払底	
十二年（1699）	○江戸から二万五千両	○華美な風俗を禁ず
十三年（1700）	○江戸から二万両○飢餓	
十四年（1701）	○米不足、出雲崎から回米○江戸から一万両	○銀座に命じ、諸国産銅買上げ
十五年（1702）	○越後米五千石回米○元禄四年～十五年迄の金銀山 御入用高合計二十五万九二七〇両	○奥羽飢饉○酒造高制限○煙草の本田烟栽培許可
十六年（1703）	○頻繁な洪水	
宝永 四年（1707）	○金銀山中尾間歩、御直山となる	○富士山噴火
六年（1709）	○五月江戸から巡見使渡海、宝永の訴願	○生類あわれみ令解除○新井白石登用される
七年（1710）	○佐渡奉行二人制となる。奉行河野勘右衛門（～享 保六）・神保新五左衛門（～享保六）○畠年貢の ほか煙草植元・茶植元から徴税	○金銀改鑄○村上藩八五ヶ村百姓江戸へ越訴 ○荻原重秀罷免
正徳 二年（1712）	○（請座の初）各種の商品に新税○河野奉行、奉行 所機構改革○奉行二人着任（奉行在国）	
三年（1713）	○疱瘡流行	○諸国に養蚕・製糸奨励○大庄屋制廃止、代官属吏の 不正追及
四年（1714）	○奉行北条新左衛門（～享保七）○永代名主の禁令	
五年（1715）	○不作	○長崎貿易の新令
享保 元年（1716）	○前年不作米価高騰○巡見使渡海、奉行所役人増に よる経費増・煙草二重課税を訴え○北条奉行渡海、 河野奉行と争い	○八代吉宗○白石罷免○諸国へ巡見使派遣
三年（1718）	○年貢の定免制が恒久化（検見取法打切り）	○お蔭參り流行
四年（1719）	○奉行小浜志摩守（寺泊から赤泊港上陸。～享保十）	○相対済し令
六年（1721）	○悪疫流行	
七年（1722）	○疫病大流行、幕府医官を薬草見分けのため派遣	○新田開発の奨励○上げ米制
九年（1724）		○儉約令
十四年（1729）		○太宰春台『經濟録』
十七年（1732）	○奉行荻原源左衛門（～元文元）○凶作	○西日本に強訴、打壊し（享保の大飢饉）
十八年（1733）	○奉行所から各種作物植付け指示	○米価急騰○江戸で打壊し
十九年（1734）	○奉行荻原源八郎（～享保二十）	
二十年（1735）		○青木昆陽『甘藷考』
元文 元年（1736）	○各地で新田開発進む○山田村太郎右衛門ら翌年に かけて辰巳村を開く（七六町歩）○荻原奉行長崎	○產銷減少のため長崎來航中國船制限

	佐渡関係	全国
寛保 元年（1741） 二年（1742）	奉行に転任（この後、干鮑、イリコなど長崎俵物を仕立て、回送） ○奉行島田甚五郎（～延享二） ○『佐渡名勝志』	○農民の逃散・強訴禁止 ○「公事方御定書」 ○諸国に買置米を命ず
延享 元年（1744） 三年（1746） 四年（1747）	○植付け後大旱魃、翌年春にかけて國中大飢饉	○幕府、勘定奉行に検見取法復活を命ず。
寛延 二年（1749） 三年（1750）	○奉行鈴木九十郎（～寛延三） ○寛延一揆起る。二〇八村百姓代表四名、二八ヵ条の訴状をもって江戸へ強訴。 ○国産品の他国出しが許される ○一揆関係者判決下る	○農民の強訴厳禁
宝曆 元年（1751） 二年（1752） 三年（1753） 五年（1755） 六年（1756） 八年（1758） 九年（1759）	○代官制実施。地方・銀山方が代官支配となり、藤沼源左衛門・横尾六右衛門が渡海。 ○気候不順のため凶作、小倉・猿八村で餓死者出る ○奉行石谷備後守清昌（～宝曆九年） ○高田備寛『佐渡四民風俗』○金銀山再び奉行所支配となる ○諸拝借業捐令（役人貧困の救済） ○石谷奉行、佐渡の民政について幕府に意見書提出	○奥羽地方冷害○大坂米価暴騰 ○石谷奉行、幕府勘定奉行となる ○長崎貿易不振のためイリコ・干鮑などの生産を奨励 ○オランダ船から金銀錢輸入
明和 元年（1764） 二年（1765） 三年（1766） 四年（1767） 五年（1768） 七年（1770）	○奉行夏目藤四郎（～明和六） ○国仲この年と翌年大雨洪水で凶作 ○明和一揆 ○夏目奉行、百姓に救恤を実施○幕府の指示で代官制廃止 ○遍照坊智專、明和一揆抗訴の罪で死刑	○田沼意次側用人となる ○諸国旱魃
安永 元年（1772） 二年（1773） 三年（1774） 六年（1777） 七年（1778） 八年（1779）	○奉行拓植三蔵（～安永四） ○江戸奉公稼多くなる ○米高値を理由に罷業、銀山製錬所停まる ○相川金銀山水替人足始まる ○夷漢が年貢米大坂回しの積出し港となる	○田沼意次老中となる○長崎貿易制限令を緩和（俵物・銅を輸出し、金銀を輸入）○諸国凶作 ○諸国で疫病流行 ○『解体新書』 ○農民の離村（江戸奉公稼）取締を厳しくする ○長崎から輸出する俵物の増産奨励
天明 三年（1783） 六年（1786） 七年（1787）	○新町村山本半右衛門、幕府から両替商を命ぜらる ○奉行久保田十左衛門（～天明八）	○天明の大飢饉（～七年）○大概玄沢『蘭学階梯』 ○手賀沼開拓着手○田沼意次失脚 ○松平定信老中となる（寛政改革の始まり）○僕約合 ○定信、老中を辞す
寛政 五年（1793） 六年（1794）	○奉行大林与兵衛（～寛政九） ○物資の他国出しを抑制	
享和 三年（1803）	○伊能忠敬ら佐渡海岸測量	
文政 八年（1825）	○奉行所内に修教館建設、学問・武術の稽古始まる	
天保 九年（1838） 十一年（1840）	○上山田の善兵衛を中心に一国一揆起る ○川路聖謨入国。一国騒動の後始末に当る。（～翌年五月まで）	

(注) 主として田中圭一著『天領佐渡(2)』刀水書房に拠った。